婚姻歴のないひとり親の方へ

寡婦（夫）控除等のみなし適用を実施します

～障害児（者）の手当や障害福祉サービス等～

障害児（者）の手当や障害福祉サービス等の所得の額について、婚姻歴のないひとり親の方を税法上の寡婦（夫）とみなして、所定の控除等を適用します。対象となる方は、障害者福祉課までお申し出ください。

✤ 対象となる方

所得を計算する対象となる年の１２月３１日現在で次のいずれかに当てはまる方です。

① 婚姻によらないで母となり、現在婚姻をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
② ①に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が５００万円以下であるもの
③ 婚姻によらないで父となり、現在婚姻をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が５００万円以下であるもの

✤ 対象事業

裏面に記載された事業が対象となります。

✤ 申請方法

申請にあたっては、障害者福祉課に事前にご相談ください。申請書のほかに戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）や所得証明書等の提出が必要となります。

✤ 注意事項

① 「婚姻」には、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含みます。
② 「子」は、総所得金額等が３８万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子に限ります。
③ 生活保護を受給している方と市町村民税非課税の方は対象外です。
④ みなし適用を実施しても、結果として負担上限月額等が変わらない場合があります。

お問合せ先
〒 192-8501
八王子市元本郷町三丁目 24 番１号
八王子市福祉部障害者福祉課
※電話番号等については裏面をご覧ください。

寡婦（夫）控除等のみなし適用のある事業

分類	番号	事業名	お問合せ先
各種サービス関係	1	指定通所支援（障害児通所給付費）	援護担当（障害福祉サービス関係） TEL　042-620-7367 FAX　042-623-2444
	2	基準該当通所支援（特例障害児通所給付費）	
	3	肢体不自由児通所医療（肢体不自由児通所医療費）	
	4	指定障害福祉サービス等（介護給付費・訓練等給付費）	
	5	基準該当障害福祉サービス（特例介護給付費・特例訓練等給付費）	
	6	指定療養介護医療（療養介護医療費）	
	7	基準該当療養介護医療（特例介護給付費）	
	8	移動支援	
	9	緊急時通学支援	
	10	日中一時支援	
	11	認定短期入所	
	12	在宅心身障害者緊急一時保護	援護担当（補装具等関係） TEL　042-620-7366 FAX　042-623-2444
補装具等	13	補装具の購入、借受け又は修理（補装具費）	
	14	日常生活用具の給付	
	15	中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成	
医療費助成	16	自立支援医療費（更生医療）	
	17	自立支援医療費（精神通院）	福祉・自立支援医療担当 TEL　042-620-7245 FAX　042-623-2444
	18	心身障害者医療費助成制度	
手当関係	19	特別児童扶養手当	
	20	障害児福祉手当	
	21	特別障害者手当	
	22	重度心身障害者手当	
	23	心身障害者福祉手当	
	24	特定疾病患者福祉手当	
その他	25	身体障害者用自動車改造費助成	手帳担当 TEL　042-620-7367 FAX　042-623-2444